

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
防衛情報通信基盤の整備（部外回線借上）	防衛省統合幕僚監部 総務部総務課 会計室長 五百蔵裕昭 東京都新宿区市谷本村町5-1	令和4年4月1日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1	7010001064648	既存の設備を使用して必要とする役務を提供できる事業者は契約相手方である当該事業者のみであるため。 (根拠法令:会計法第29条の3第4項)	5,585,663,881	5,585,655,961	100.00%					
Cバンド衛星回線等の借上	防衛省統合幕僚監部 総務部総務課 会計室長 五百蔵裕昭 東京都新宿区市谷本村町5-1	令和4年4月1日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1	7010001064648	既存の設備を使用して必要とする役務を提供できる事業者は契約相手方である当該事業者のみであるため。 (根拠法令:会計法第29条の3第4項)	562,347,720	562,347,720	100.00%					
情報通信システム等に関する技術支援	防衛省統合幕僚監部 総務部総務課 会計室長 五百蔵裕昭 東京都新宿区市谷本村町5-1	令和4年4月1日	株式会社三菱総合研究所 東京都千代田区永田町2-10-3	6010001030403	本契約は競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行ったが、落札者がいなかったため。(根拠法令:会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2)	562,823,541	559,900,000	99.48%					
防衛省携帯電話(国外利用可能)の借上げ	防衛省統合幕僚監部 総務部総務課 会計室長 五百蔵裕昭 東京都新宿区市谷本村町5-1	令和4年4月1日	株式会社NTTドコモ 東京都千代田区永田町2丁目1番1号	1010001067912	既存の設備を使用して必要とする役務を提供できる事業者は契約相手方である当該事業者のみであるため。 (根拠法令:会計法第29条の3第4項)	198,465,410	197,999,802	99.77%					
政府専用機機内インターネット提供サービス	防衛省統合幕僚監部 総務部総務課 会計室長 五百蔵裕昭 東京都新宿区市谷本村町5-1	令和4年4月1日	パナソニックアビオニクス 東京都品川区東品川2-3-12	7700150026412	既存の設備を使用して必要とする役務を提供できる事業者は契約相手方である当該事業者のみであるため。 (根拠法令:会計法第29条の3第4項)	50,805,480	50,805,480	100.0%					
海外における医療アシスタンス業務委託	防衛省統合幕僚監部 総務部総務課 会計室長 五百蔵裕昭 東京都新宿区市谷本村町5-1	令和4年4月1日	インターナショナルSOS ジャパン株式会社 東京都港区赤坂4-2-6 住友不動産新赤坂ビル11階	8010401079666	既存の設備を使用して必要とする役務を提供できる事業者は契約相手方である当該事業者のみであるため。 (根拠法令:会計法第29条の3第4項)	5,663,876	5,552,820	98.04%					
防衛情報通信基盤の整備(部外回線の借上げ)(閉域モバイル)	防衛省統合幕僚監部 総務部総務課 会計室長 五百蔵裕昭 東京都新宿区市谷本村町5-1	令和4年4月1日	KDDI株式会社 東京都新宿区西新宿2-3-2	9011101031552	既存の設備を使用して必要とする役務を提供できる事業者は契約相手方である当該事業者のみであるため。 (根拠法令:会計法第29条の3第4項)	4,374,480	4,374,480	100.0%					
電子複写機の借上げ	防衛省統合幕僚監部 総務部総務課 会計室長 五百蔵裕昭 東京都新宿区市谷本村町5-1	令和4年4月1日	リコージャパン株式会社 東京都港区芝浦3-4-1	1010001110829	半導体不足により、現用機の電子複写機を借上げる必要があったため。 (根拠法令:会計法第29条の3第4項)	1,058,483	1,058,483	100.00%					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。